

監 査 報 告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人統計センター（以下「法人」という。）の令和7事業年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

各監事は、独立行政法人統計センター監事監査規程等に基づき、理事長、理事、監査室、経営企画課その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会議その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めたほか、業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類や重点監査項目として設定した内部統制システムの運用状況、人材確保・育成方針の取組状況及び物品役務等調達業務の適正な実施状況について調査した。

また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、独立行政法人統計センター法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、法人は、通則法第39条の規定に準じて監査法人による外部監査を受けていることから、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書（会計に関する部分に限る。）について検証するにあたっては、監査法人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、監査法人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

Ⅱ 監査の結果

1 法令遵守状況及び年度目標達成状況

令和7年12月、令和7年国勢調査の調査票を搬送中に調査票が飛散し、その一部が現在でも発見できない状況にある。統計法では、調査票情報を適正に管理するために必要な措置を講じることが定められているが、本事案はその対策が不十分であったと思料される。

このような事案は、統計調査に対する国民の信頼を失いかねず、今後このようなことがないよう再発の防止に取り組むことが肝要である。

なお、調査票の搬送に関する再発防止策について、令和8年3月に実地に確認したところ、適正かつ確実に履行されていることを確認した。

その他の法人業務は、法令等に従い適正に実施され、また、年度目標の着実な達成に向け、効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

2 内部統制システムの整備とその運用状況

内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する法人の長の職務の執行について指摘すべき重大な事項は認められない。

3 役員の職務執行に関する違法、不当な行為

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4 財務諸表等

財務諸表等は、法人の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

5 事業報告書

事業報告書は、法令等に従い法人の状況を正しく示しているものと認める。

6 その他

上記の他、令和5年3月に策定した人材確保・育成実行計画に基づき、令和6年度から開始した取組は、同計画の改定等を経て着実に進められていると認める。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

特になし

令和8年6月15日

独立行政法人 統計センター

監事（非常勤） 林 奈津子

監事（非常勤） 布施 伸枝